

令和2年 第1回沼田町議会定例会 会議録

令和2年3月18日(水)  
午後16時00分 開会

1. 出席議員

1番 鵜野範之 議員	2番 畑地 誉 議員
3番 久保元宏 議員	4番 高田勲 議員
5番 篠原暁 議員	6番 伊藤淳 議員
7番 長野時敏 議員	8番 上野敏夫 議員
9番 小峯聰 議員	10番 大沼恒雄 議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 横山茂君	監査委員 金子幸保君
教育長 吉田憲司君	農業委員会会长 辻則行君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長 菅原秀史君	総務財政課長 前田昌清君
産業創出課長 中野栄治君	農業推進課長 瀧本周三君
住民生活課長 嶋田英樹君	建設課長 村中博隆君
保健福祉課長 黒田美和君	和風園園長 安念昌典君
旭寿園園長 森田秀幸君	

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 三浦剛君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 浅野信行君 書記 沼本次登君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号) (件 名)

会議録署名議員の指名

総務民教建設常任委員会所管事務調査報告(児童生徒の通学路の安全確保)

産業福祉常任委員会所管事務調査中間報告(観光による交流人口の創出)

閉会中の所管事務調査の申し出について(総務民教建設常任委員会・産業福祉常任委員会)

予算等審査特別委員会審査報告

請願第1号 公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書提出をもとめる請願について

決議第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議  
議員の派遣について

意見案第1号 公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書(案)について

(開会宣言)

○議長（小峯聰議長）只今の出席議員数は、10人です。定足数に達していますので、これより2日目の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（小峯聰議長）日程第1。会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、久保議員、4番、高田議員を指名いたします。

(所管事務調査報告)

○議長（小峯聰議長）日程第2。総務民教建設常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。はい、大沼委員長。

○委員長（大沼恒雄議員）総務民教建設常任委員会所管事務調査報告を行ないたいと思います。本委員会は、申し出た案件について調査を終了したので、その結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告致します。

調査目的、児童生徒の通学路の安全確保。調査の日程についてはお目通し頂きます。3. 調査報告。平成24年4月以降、全国各地で登下校中の子どもたちを巻き込んだ事件や事故が頻発している。交通事故は、運転者の資質や社会環境に起因するところもあるが、通学路の点検や整備、改良が充分に行われていない現状がある。

登下校時における子どもの安全を確保するために多岐にわたる努力がなされているが、大きく貢献してきた既存のボランティア組織が高齢化し担い手は不足している。沼田中学校が旧沼田高校に移転し、沼田小学校が改築された頃から、スクールバスの運行は再編されているが、通学路における安全対策を取り巻く情勢は変化している。

近年の事象を鑑み、本町の関係機関で各々に通学路合同点検を実施されているが、情報の共有が不十分に思われるところから、通学路安全対策は教育委員会が主導し、地域住民の声を聞き取り豪雪地帯ならではの冬のマップを地域が主体的に作成することが不可欠と思われる。

北海道教育庁生徒指導学校安全課では、今後の通学路安全対策は、子どもたちが学校に通う際の通学路の交通実態に合わせて新たにスクールゾーンやキッズゾーンを指定することによって啓発活動が充実することを期待していた。

岩内町教育委員会では交通安全プログラムに沿ったP D C Aサイクルの検証を中心に戻り取りをした。市街地には、小中高校と幼稚園のほか保育園が複数混在して

いるが、スクールバスの運行が無いなどコンパクトなエリアにまとまっている。徒歩による登下校の安全確保には町内会を中心とした地域の協力が不可欠になっている。登校時間に合わせて、各小学校に婦人指導員を毎日1人ずつ配置していた。

他にも不審者情報の取り扱いや空き地・空き家などの問題が散見された。

地域を取り巻く環境に合わせて安全意識を常に向上させることが肝要であり、新たな事案にも対応することが可能な充実した見守り体制や関連する環境の整備を図り、更には子どもたちの危機管理能力向上のための安全教育の充実が必要と思われる。以上、調査のまとめとして次の意見を付して報告とする。

(1) 通学路の安全確保、問題となる通学路の標識や横断歩道の設置に時間要することから、早めに公安委員会に要請し実効性ある取り組みに努めることが必要である。本町においても、通学路交通安全プログラムの更新には多様な目線と、P D C Aサイクルを活かした更なる安全向上を目指すことを望む。

(2) 見守り体制の強化、子ども110番・沼田っ子サポーター事業が停滞している。事業の改善を行い、コミュニティスクールと連携した見守り活動を積極的に提案すべきである。犯罪抑止力効果の高い防犯カメラの設置と、不審者情報を幅広く地域住民と共有するようにメールぬまたの活用を望む。

(3) 子どもたちの意識向上、子どもたちが作る通学路マップの学習や、危険予知訓練の実施などで、感受性を高める安全教育の機会を設け、子どもたちの安全意識の向上を図るよう望みます。以上、報告とさせて頂きます。

○議長（小峯聰議長） 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮りします。本件は、委員長報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告の通り受理することに決しました。

---

#### （所管事務調査中間報告）

○議長（小峯聰議長） 日程第3、産業福祉常任委員会所管事務調査中間報告を議題と致します。産業福祉常任委員会から、調査中の所管事務調査について、中間報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。産業福祉常任委員会の中間報告を求めます。上野委員長。

○上野議員（上野敏夫議員）産業福祉常任委員会所管事務調査中間報告、本委員会は、申し出た案件について、会議規則第47条2項の規定により中間報告をする。

1. 調査の目的、観光による交流人口の創出。2. 調査の日程と議題、これについては、お目通しあるいしたいと思います。3. 調査報告。令和元年上期における空知管内の観光客数は前年の実績から6%増加している中、沼田町においては1.5%減少し、観光客入込調査でも年々減少傾向にある。このことは、人と資源をつなぐ交流人口の新たな関係性が課題であり、飲食業や宿泊業を中心とした商工業者への影響も少なくない。訪れる観光客に沼田町の魅力を知つてもらう機会の減少に繋がっていることから、年間を通じ観光客を迎える環境づくりが必要と考察する。

高齢化や人口減少が進む中で、沼田町の魅力を発信し理解してもらうことは、都会からの移住や定住につながるものであり、町民と観光客が触れ合い交流人口を増やすことは、将来の発展には重要であると思われる。

幌新温泉を起点として、ほたるや化石、オートキャンプ場、クラウス15号などがあり、幌新地区には沼田町の観光資源が凝縮されているが、全体としては十分に活かされていない。また、食に関する良質で付加価値のついた農産物が生産、加工されているが、それらを活用した目玉となる商品の開発には至っていないのが現状である。

沼田町が交流人口を重視する中、観光による交流人口の創出についての展望と可能性を調査した。

真狩村では、従来の素材供給型農業からの脱却を目指し、地元産の食材を活用したオーベルジュスタイルのレストランをオープンさせた。札幌で経営するシェフの本格的な料理と癒しの空間を求めて、全国から年間9,000人前後の入込客数となっている。地元食材のブランド力向上に加え、携わる村外の人と関係を深め交流人口の拡大を図っている。

俱知安町では、外国人にラフティングやパウダースノーが人気となり、海外からも注目されている。通年型アウトドアに精通した外国人によるマネージメントや情報発信が、国内外の観光客や移住者を多く集めることに成功している。一方で、道路整備や水道事業などのインフラ整備が追い付かず『宿泊税』を財源とする考えである。

赤平市では、住友赤平炭鉱が閉山後、炭鉱に関わる施設が取り壊される中、立坑やぐらを含む複数の周辺施設が『炭鉄港』として日本遺産に認定され、注目を浴びるようになった。解体費に数億円かかると見込まれたが、企業より無償譲渡され、その後ガイダンス施設を併設し、観光案内の拠点としている。また、新たに学芸員を配置し、施設の維持管理、研究などを行い、遺産として後世に残す努力をされている。

本委員会では、第6次総合計画や行政執行方針に基づき、『まるごと自然体験プロジェクト』などの事業を検証し、沼田町の特色ある観光を構築し、関係した人々との交流の輪が広がるシステムの確立が重要と考える。自然体験や交流人口の拡大に向けた取り組みの先進地が、行政との関わりをどのように持しながら運営されているのか、今後も他自治体の事例を学び、施策の調査研究を継続する。以下の意見を付し、中間報告とする。

1. 観光資源の再構築。観光客を引き付ける魅力ある観光資源が幌新地区に存在することから、数ある素材を結び付け、都会にいては感じることの少ない、自然体験や学び、沼田町の歴史を経験できる観光メニューの再構築が必要である。
2. 商店街の活性化。観光客数や交流人口対策を進めるうえで、受け入れ態勢の充実が不可欠である。特産品を活用したメニューや土産品などを開発し、町内店舗や食堂で提供できる仕組みを確立させ、活性化事業を更に進めることが重要である。
3. 交流人口対策。近隣の市町村と差別化を図りながら、互いに補完し広域的な連携を行い、情報の共有化や共同発信をすることが重要である。コーディネータの存在が事業の内容に大きく影響することから、自然体験などに精通する人材の投入と活動を支える人材の育成が重要であり、これらを総括して対応する組織を作り、交流人口の拡大を目指すべきである。以上、中間報告とさせて頂きます。どうもありがとうございました。

○議長（小峯聰議長） 委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。高田議員。

○4番議員（高田勲議員） 4番、高田であります。私は、当該委員会の委員ではございませんので、委員長報告が終わった後、これについての質問が出来るというふうに認識してございます。今、産業福祉常任委員会の上野委員長の方から、観光による交流人口の創出という事で中間報告を受けたわけですが、地方創生の2次計画を見てても交流人口というよりも関係人口の域に入らなきゃ駄目だというふうに地方創生の計画のガイドライン。国からのガイドラインで、たしか去年の春にはですね、一昨年の12月に最初出たんだと思いましたけども、交流人口の域を脱して、関係人口に行こうよというような、そういうふうな指針、指標が出ていると、先ほど町の産業創出課から受けた地方創生の沼田の戦略プランを見ても、もう既に交流人口を通り越して関係人口で行くぞというようなプランになっているというふうに私は認識してございます。

委員長に質問が出来るというふうに議員必携見たら書いてありますんで、委員長にお伺いしたいんですが、中間報告なんですね、これはこれで良いと思う。それで、観光による交流人口による創出というのが、調査目的だからこれについてもこれは良いと思うんだけども、これから、後1年かかるのか、半年あげるのか分から

ないですけども、関係人口について、どの様にここから発展させていくのかという事で、もし所管があればお伺いしたいというふうに思います。

○議長（小峯聰議長）はい、上野委員長。

○委員長（上野敏夫議員）はい、ここでいいですか。はい。本当に、沼田の大事な観光客。観光、交流人口という事を、どんどん力を入れる事によって、それによって関係人口というかね、それに関係する方が、訪れる事によって町の発展になりますのでね、言葉は関係、交流、ちょっと違うけど私は、交流人口が増えれば、関係する方も増えてくるという事で、それに繋がると思っています。どうでしょうか。

○議長（小峯聰議長）はい、高田議員。

○4番議員（高田勲議員）半分答えになっているけども、半分答えになっていないのかなというふうに思います。あの、昨日の予算委員会の総括質疑の時に、町長の方からA3のペーパーが配られました。それを見てると、交流人口というのは一過性のものだよなと、関係人口というのはずっと関係を持ち続ける。何らかを媒体として、お金なのかもしれないし、いろんな物を媒体として沼田町と関係を持ち続けるのが関係人口だというふうに僕は意識しています。それで、そういう人達が、やがては、沼田に住んでみたいなと思う。思ってもらえる、移住定住人口。ずっと住み続けたいと思われる、移住定住人口に繋がっていけばいいのかなというふうに僕は理解しているんですけども、上野委員長の見解は如何でしょうか。

○議長（小峯聰議長）はい、上野委員長。

○委員長（上野敏夫議員）高田議員のおっしゃるとおり、本当に沼田の人口を増やすというのは、観光をしてもらって、それから更に沼田町に魅力を感じてもらって、それから関係人口に繋がっていく事によって町の発展になりますしね、本当にとにかく沼田に訪れてもらわないと、繋がっていかないと思うんですよね。だからそんな事で、一生懸命行政と委員会の中で交流しながらね、本当に交流しながら、そして沼田に住んで関係しながら長く住んでもらえるような人を創出するような事はどうでしょうか。そんな事で、答弁なってないのかな。

○4番議員（高田勲議員）まあ中間報告だから、いいよ、切るから。それも含めて1年後に期待して下さいって事で。

○委員長（上野敏夫議員）えっ、はい。そんな事で、ご理解下さい。

○議長（小峯聰議長）よろしいですか。はい、他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮りします。本件は、委員長の中間報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）ご異議なしと認めます。

よって、本件は中間報告の通り受理しました。

---

(閉会中の所管事務調査の申し出)

○議長（小峯聰議長）日程第4、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。お諮りします。本件は、各常任委員会が調査終了までの、閉会中の所管事務調査の申し出であります。この際、説明を省略し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決しました。

---

(予算審査等特別委員会報告)

○議長（小峯聰議長）日程第5、予算等審査特別委員会審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。はい、鵜野委員長。

○鵜野委員長（鵜野範之議員）予算等審査特別委員会審査報告。本委員会に付託された次の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

3審査結果。令和2年度は「沼田町第6次総合計画」を受けて、横山町長による最初の政策予算実行の年になります。新年度予算は大型の施設整備事業がない中で、元年度と同規模を保っています。とりわけ「高齢者住宅等周辺整備事業」を中心として、町民が将来にわたって安心して沼田町に住み続けられるための事業予算が組まれており意欲が感じられます。今後も沼田町が人口3000人規模を維持しつつ、町民の願いに応える努力とそれを遂行する職員の心身のバランスが取られていくことを望みます。以上、本委員会に付託された条例案3件と予算案9件につき、各課各部署より説明を受け慎重に審査した結果、次の意見を付して原案どおり可決するものとして決定しました。

(1) 事業の効果的な再構築。新年度予算には多くの新規事業と、それを遂行するためのプロジェクトが組まれています。限られた職員の人的資源を有効活用するために全体を精査し、効率化を目指して再構築されることを望みます。

(2) 選んでもらえる介護施設。既存の介護施設については様々な課題に対する現状分析を行い、新たに取り組む「高齢者住宅等周辺整備事業」との整合性を図りながら、町民から見て魅力があり選んでもらえる施設づくりを望みます。以上、報告とします。

○議長（小峯聰議長）委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。議題となっております、条例の制定・改正3件、予算案9件の議案につきましては、議員全

員による予算等審査特別委員会で審議したものであります。よって、委員長報告に対する質疑・討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）ご異議なしと認めます。お諮り致します。条例の制定・改正3件、議案第12号、議案第14号、議案第15号と、令和2年度予算9件、議案第16号から議案第24号を一括して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）ご異議なしと認めます。本案について採決致します。お諮り致します。条例の制定・改正3件、議案第12号、議案第14号、議案第15号と、令和2年度予算案9件、議案第16号から議案第24号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決しました。暫時休憩いたします。

---

16時25分 休憩

16時26分 再開

(日程の追加)

○議長（小峯聰議長）再開いたします。議事日程の追加についてお諮り致します。只今、事務局より請願1件、決議1件、その他1件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第6、請願第1号、「公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書提出を求める請願について」、日程第7、決議第1号、「民俗共生の未来を切り開く決議について」、日程第8、議員の派遣について、以上3件を、日程に追加することに決しました。

---

(請願の審議)

○議長（小峯聰議長）日程第6、請願第1号。「公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書提出を求める請願について」を議題といたします。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決しました。ただちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際説明を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）ご異議なしと認めます。よって、説明を省略することに決しました。これより質疑に入れます。質疑ありませんか。

○4番（高田勲議員）議長。

○議長（小峯聰議長）はい、高田議員。

○4番（高田勲議員）4番、高田です。このですね、変形労働時間制というのがですね、文科省から出ている公立の義務教育、小学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律という内容でありますて、大きく2本の柱に分かれています。それで、この変形労働時間制というやつは、第1番の項に該当するものでありますて、施行は、予定は令和3年の4月。それからもう1個、2項目が、業務量の適切な管理等に関する指針の策定というのが第2項目で、これが令和2年の4月の1日。施行予定になっております。もう決まっているのかな、決まっているんだろうな、まだ決まっていないの。多分、2項の方はもう政令で出ていて決まっているんだと、もうすぐだから。で、当意見書は、1項目だけを触れて、2項目には全く触れていない。それがやはりまず、ちょっとおかしい。この辺、何故なのかな。2項目も非常に大事なことを書いてあって、1項を補てんするような内容になっているんだが、この辺の説明を紹介議員には、まず求めたい。

あと、もう1点なんですが、この意見書案の文章をよく計算してみると、沼田はどうか知らないんですけども、教員の65%。日本国中のね、教員の6割5分の人が、年間1,242時間の残業をしていることになる。月100時間以上です。で、文科省の資料によると、当然夏休みとか冬休みは、教員の方は、時間外勤務が少なくなるので、それらの法則で考えてみると、きっと普通の月は160時間とか70時間の残業をする時もあるのかなというふうに推測されますが、紹介議員にその辺の実態をご説明を賜りたいというふうに思います。

○議長（小峯聰議長）はい、篠原議員。

○5番（篠原暁議員）ええと、まず一つ目の、令和2年の4月1日から施行されるという事についてですけども、これについては道議会の方で条例化されて、この4月1日から施行になるという事に向けてのものなので、今、もう既に決まっているというような、ご指摘もありましたけれども、それに向けてですね、今このタイミングで各自治体から多くの意見を出して、何とか道での条例化についても、止めていきたいという趣旨での請願だというふうに理解しています。

それから、残業時間のことですけれども、これについては、連合などの調査に基

づいて相当量のこういう残業が生じていると、そして、夏冬などの長期休業期間についてもですね、今回のこの法改正の趣旨の中では、教員については、夏冬の長期休業については、通常の業務期間よりも勤務が少なくなるというふうな判断をしているところかというふうに理解してますけども、実態としては、部活と、それから様々な生徒との生徒指導の関係等、夏冬の休業中も教員の勤務というのは相当数発生しているという事で、かなりな時間外というか、教員の過重労働負担が発生しているというふうに認識をしています。

○議長（小峯聰議長）はい、高田議員。

○4番（高田勲議員）夏冬のですね、教員さんの、部活なんかのね、活動については、これ文科省も認めているんですよ。先ほど、本意見書に触れていない第2項のところ。これ要約版ですけども、文科省から出ている文章ですよ。公立学校の教師が、所定の勤務時間に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであることを踏まえてというふうにある。これは明らかに、その夏休みとか冬休みとかをイメージしているんだろうなというふうに思うんだけども、まあ、まあいいでしょう。

沼田町の教員の実態が、どのくらいの残業時間であるかは、ちょっと私は推測できませんけども、もし紹介議員の方で分かっているんだったら、それは紹介議員の方から是非聞きたいなというのと、日本の6割5分の教員の残業時間が、平均月100時間を超えるという事は、そういうことは承知しているのかどうなのか質問します。

○議長（小峯聰議長）はい、篠原議員。

○5番（篠原暁議員）沼田町における時間外の実態について、私の方で沼田の学校の方に調査をしたという事はございませんけれども、日常の学校の様子などを見ている時に、夜遅くまで校舎に電気がついているような事は見られますので、やはり相当な時間外の労働が発生しているのかなというふうな印象は持っています。

それから、月当たり100時間程度のというご指摘でしたけれども、これについてもですね、教育の現場では想像以上にですね、時間外残業の過重負担が生じているというふうには、元その現場にいた身としても認識しているところです。

○議長（小峯聰議長）はい、高田議員。

○4番（高田勲議員）今の紹介議員のですね、話はですね、定量的ではない。定性的なものです。だから私は数字で、数字で話をしている訳であって、この意見書の本文の1、2、3。3段目の後半から始まる、1ヶ月当たりの時間外勤務の平均は、77.44分。この数字と、それから、下から何段目だろうなこれな、7段目くらいの、小学校の6割、中学校の7割の教員が既にこの上限を超えて働いている。月45時間。年間360時間以内という指針。これから計算していくと、一人当たりの6割5分の人が、一人当たりの残業時間が最低、年間1,242時間という計

算式が成り立つんですよ。あの、一般質問の時のあれ、あつたら、ぴっとやって、見せてもいいなと思ったんだけど、残念ながら無いので、無いんですけども、どうもこれを見てると、マックスの瞬間風速が吹いている残業時間の風のとこのデータだけを切り取って、作られてる意見書にしか思わない。年間1, 200時間、時間外で働く。時間内が7. 45分だから、7. 75時間ですよね。その他に、毎日、何時間になるんだろう。だいたい3時間くらいの残業しても追いつかないのかな。それくらいの残業時間の教員が、日本国中に65%もいる。そんな事は、まずありえないと思うんですけども。それが平均ですからね。平均。平均ですから。どうも、良いとこの、最大瞬間風速のところの数字だけを切り取って、そしてこの意見書が、構成されているような気がしますけども、逆にそうではないという証拠があるんだったら教えて頂きたい。

あの、ただ、どつかから来たからとか、どこかに出てたからっていうんであれば、それは本末転倒だと思う。

○議長（小峯聰議長） 篠原議員。

○5番（篠原暁議員） はい、まず所定の勤務時間の7時間45分を超えて、平均が77時間44分と、これが中学校の57.7%、小学校の33.5%といっている、ここ部分ですけれども、これについては、そこにも記述があるように、文部科学省の平成28年度の実態調査に基づいているものという事です。で、ご指摘のように、通常の感覚からいえば、ちょっと想像できないような長時間の勤務時間外労働になっているというのは、なかなかご理解は頂けないというふうには思いますけれども、実態としては、かなり教員においては、まあ定量的にちょっとお示しするというのが、私の調査というものでは無いんですけども、後半の方にある、小学校の6割や中学校の7割というのも、これも労働組合関係の連合傘下の団体の調査によるものという事ではありますけれども、決してその、今おっしゃる最大瞬間風速的なものというよりは、かなり日常的な色合いのあるものというふうに、私は認識しています。

○議長（小峯聰議長） はい、高田議員。

○4番（高田勲議員） 片方は、文科省の数字を使って、片方は労働組合の数字を使っている。それ自体がもう変だよね。あのう、時間があるんだったら、なんで、どうやって私がはじき出したのかっていうのは、説明してもいいんだけども、面倒くさいからやめよう。ここでは、ちょっと辞めますけども、明らかにこんな勤務時間というのはあり得ない。いや、学校の先生忙しいのは分かってますよ。まあ、休日出勤も含めてなんだろうけども、休日出勤あるのかどうなのかも、僕は分かりませんけどもね、年間1, 242時間以上の残業してる人が6割5分いる。教員の中にはね。全国の。それがね、常態としてそんな事はね、間違ってもあり得ないと思う

んですよ。常識では考えられない。それが常識なんであれば、逆に、夏休みにこの分、つけても良いじゃない。それでがっかり休んでもらって、体力温存してもらうのも。国はそうやって言っているんだよね。それも作戦だよねって。だから、その辺についてはどうですか。忙しいんなら忙しいんで1, 200時間残業してもらうなら、してもらうんで結構なんだけども、その分夏休みに時間付け替えして、ゆっくり休んでもらって、体力をまた付けてもらうっていう方法ではそれはいけないんですか。

○議長（小峯聰議長）はい、篠原議員。

○5番（篠原暁議員）ええと、只今の事についてはですね、夏休み冬休みに、日常長時間勤務を超えた部分を振り返ることが出来るという認識の上での議論になるのかなと思うんですけども、まあやはり一般的には学校については、そういうふうに理解されている部分が多いと思いますけれども、先ほども冒頭申し上げたように、夏冬休みにおいても教員はそれぞれ仕事を持っていますし、今回の事に関して、今まで、要するに教員の時間外労働勤務という残業というのは、就業時間を超えた部分について、これが日常的に発生している事については、いわゆる俗に言うサービス残業的な自発的な勤務になってしまっているので、で、それは今回この法改正によって、それを法的に根拠を付けようというものですが、そうなると残業がまず固定化されてしまう。更には、夏冬休みにそれを振り返ることが、出来れば良いけど、それがなかなか困難であるという事になるんであれば、益々教員は過重な労働負担を負う事になるという懸念がある事から、この意見書を出したというものです。

○4番（高田勲議員）はい、いいです。

○議長（小峯聰議長）はい、他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。はい、高田議員。

○4番（高田勲議員）今の事からも、1, 242時間の他に、まだどうもサービス残業をたくさんやられているようなんですね。今の紹介議員の説明によると。その他にもかなりのサービス残業があると。教員というのは、年間何時間働いているのか僕知りませんけども、学校の先生でも教員でも何でもないんで、だからこれについては、数字の信憑性に、いささかの疑問があります。で、よって私は反対します。以上です。

○議長（小峯聰議長）はい、賛成の方の意見はありますか。はい、長野議員。

○7番（長野時敏議員）時間について、私が知りえる事をお話しします。中学校であれば、大体6時から6時半くらいまでに学校に居ます。そこで、はいさようなら

と帰る先生もいますが、その後職員室に戻って、授業準備だとか、公務文書の作業だとか、そういうものをして、7時、8時とはなっていく方がいます。中には、もっと残っている方もいる。そういう先生が、結構いるという実態はありますので、そこで1日4時間で20日間としますと、80になるんですね月、それに約10を掛けますと800位になるのかなと、後は土日の部活動などが入ってきます。ですから、その辺りの教員については、こういう時間に達する。沼田中学校につきましては、交代交代で休むという部分もありましたが、全員が部活動に割り当たっております。それから、小学校につきましては、部活動が無い分だけですね、中学校よりは早く帰れるという実態がありました。それでも以前、少年団に携わる先生方につきましては、少年団が終わってから、野球だとかですね、終わってから職員室に戻って来て、その他の仕事というのをやってから帰っていく実態はあります。以上です。

○議長（小峯聰議長）はい、反対の方の意見を・・

○4番（高田勲議員）それで賛成なの。賛成なのね。

○議長（小峯聰議長）賛成。はい。

○6番（伊藤淳議員）6番、伊藤です。教員の長時間労働につきましては、常態化されている時間外勤務時間。今の部分が問題でありまして、これがですね、変形労働時間制導入によって一部の時間が正規の勤務時間となる。その分を、夏休みや冬休みの長期休暇に当てられるというのは、ここに書いてございます、子ども達と一緒に過ごす時間の減少ですか、授業準備に支障をきたし、学力低下を招かないか。そういういた懸念には該当しないのかなというふうに考えてございます。

また、過労をつのらせ、夏休み前に倒れる教員が多くならないかなどの指摘をされておりますけれども、基本的に有給休暇ですか、夏休みの休暇の取得が教員の立場になって、きちんと出来るような学校での体制。それから、もっと言えば教育委員会の指導が重要だというように考えております。変形労働時間制がですね、時間外労働の解決の全てではないというふうには私も思いますけれども、抜本的解決に至るためにには、教職員の数を増やすとか、それから一人ひとりの児童や生徒に目配り出来ることが大事でありまして、もっと言えば分業制、それから専門教員の配置、各種加配制の解決充実に向けた取り組みですか、財源の確保が重要と考えていますので、私は反対を致します。

○議長（小峯聰議長）はい。他にご意見ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本件について採決致します。お諮り致します。請願第1号は、採択することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成議員挙手)

○議長（小峯聰議長）賛成5名。5名でいいですか。はい、賛成5名。反対の方の挙手をお願いします。

(反対議員挙手)

○議長（小峯聰議長）反対4名。よって本案は、採択すべきものと決しました。

---

(決議案の審議)

○議長（小峯聰議長）日程第7、決議案第1号。「民俗共生の未来を切り開く決議」についてを議題といたします。本件は、議会における決議であります。この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）ご異議なしと認め、説明、質疑、討論を省略することに決しました。本案について採決致します。お諮り致します。決議案第1号は、原案のとおり決する事に、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

---

(議員の派遣について)

○議長（小峯聰議長）日程第8、議員の派遣についてを議題といたします。お諮りします。本件は記載のとおり、令和2年度における議員の派遣であります。この際、説明を省略しこれを許可することにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（小峯聰議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可することに決しました。暫時休憩いたします。

16時47分 休憩

16時49分 再開

(日程の追加)

○議長（小峯聰議長）再開いたします。議事日程の追加についてお諮り致します。事務局より先ほど採択された請願に伴う意見書案1件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これに、ご異議ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聰議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第9、意見案第1号公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書案についてを日程に追加することに決しました。

---

(意見案の審議)

○議長（小峯聰議長）日程第9、意見案第1号。公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明・質疑・討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）ご異議なしと認めます。よって、説明・質疑・討論を省略することに決しました。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聰議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり関係機関に提出することに決しました。

---

(閉会宣言)

○議長（小峯聰議長）以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。これにて、令和2年第1回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦労様でした。

16時50分　閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議長 小峰 真

署名議員 久保 元宏

署名議員 高田 勲